

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から41年3月まで
② 平成2年11月

私は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を納付している。まとめて国民年金保険料を納付したこともあったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申請免除期間については、すべて追納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、社会保険庁の国民年金被保険者台帳により、昭和38年4月から40年12月までの各欄に、国民年金の加入時点で時効により国民年金保険料を納付することができないことを意味する「届出時消滅」の押印が確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された42年6月の時点では、申立期間①のうち、40年4月から41年3月までの期間については、納付期限の時効到来前であることから、国民年金保険料の納付が可能な期間であり、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

さらに、申立期間①直後の昭和41年4月から同年12月までの期間については、申立人が国民年金保険料を一括して過年度納付していることが確認できることから、申立期間①のうち、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付が可能であった40年4月から41年3月までの国民年金保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間②については、申立人は、当該期間直後の平成2年12月から3年6月までの国民年金保険料を5年1月に過年度納付していることが確認でき、その時点では、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年2月及び同年3月

私は、申立期間を含む昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料が未納になっていることが分かり、社会保険事務所で納付書を発行してもらい、当該期間の国民年金保険料を銀行で納めた。

その後、年金特別便が届いたので納入記録を確認したところ、申立期間が未納になっていた。当時支払った領収書を社会保険事務所に提示したところ、申立期間が未納であると指摘された。領収書の納付対象期間は昭和55年1月から56年3月までの1年3か月間となっており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月間と短期間であるとともに、申立人は、昭和52年2月に国民年金に任意加入して以降、61年4月に国民年金の第3号被保険者となるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する納付書・領収証書には、国民年金保険料額及び納付対象期間(昭和55年1月から56年3月まで)が記載されており、当該納付書・領収証書は、申立期間当時、社会保険事務所において真正に作成されたものと認められ、申立人は、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料が納付済みとなっていることから考えて、申立人が、申立期間のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から47年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで

昭和49年4月か5月ごろ、市役所から私と私の妻の国民年金保険料の未納通知があり、銀行の支店で貯金を引き出し、市役所の出張所で支払った記憶がある。当時は特例納付ができる期間であったと聞いている。私は、国民年金保険料を市役所で一括して納付して以降、住所を何回か変わったが、夫婦二人分の国民年金保険料を遅延することなく納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立期間前後において、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に払い出されていることが確認でき、「昭和49年4月か5月ごろ、夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付した。」とする申立内容に不自然さは見られず、その時点で、申立人は、過年度納付が可能な47年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、厚生年金保険加入期間が、平成20年4月に記録追加されていることが確認でき、当該期間当時の国民年金の未納期間は、現在の期間と異なっていたものと推認されることから、申立人が特例納付により一括納付したと主張する金額は、申立期間について夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付した場合の実際の国民年金保険料額と大き

く異なっている上、当時の市役所出張所内には金融機関が存在していなかったことが確認でき、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする申立てには、不自然な点が見受けられる。

また、申立人が、当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、47年4月及び同年6月から48年3月までの納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する47年5月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から48年3月まで

昭和49年4月か5月ごろ、市役所から国民年金保険料の未納の通知があり、銀行の支店で貯金を引き出し、市役所の出張所で支払った記憶がある。当時は、特例納付ができる期間であったと聞いている。私は、国民年金保険料を市役所で一括して納付して以降、住所を何回か変わったが、夫婦二人分の国民年金保険料を遅延することなく納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、47年4月から48年3月までの期間については、納付期限の時効到来前であることから、国民年金保険料の納付が可能な期間である上、夫婦一緒に未納の国民年金保険料をさかのぼって納付したとするその夫については、47年4月から同年9月までの期間が納付済みとなっていることが確認でき、申立人についても、47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。
- 2 一方、申立期間のうち、昭和43年7月から47年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された49年4月の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「夫婦二人分の国民年金保険料を市役所出張所において、特例納付により一括して支払った。」と主張しているが、厚生年金保険加入期間が、平成 20 年 4 月に記録追加されていることが確認でき、申立期間当時の国民年金の未納期間は、現在の期間と異なっていたものと推認されることから、申立人が納付したとする金額は、申立期間について夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付した場合の実際の国民年金保険料額と大きく異なっている上、当時の市役所出張所内には金融機関が存在していなかったことが確認でき、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする申立てには、不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から 47 年 3 月までの期間については、申立人が、当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する 47 年 5 月の国民年金保険料は、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、国民年金に加入したものの、国民年金保険料を納付していない期間があったので、昭和 50 年ごろ、36 年 4 月にさかのぼって、未納期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、数回に分けてすべて納付した。

当時の国民年金保険料は月額 900 円であり、社会保険事務所の職員が提示した未納期間の保険料をすべて納付したことを覚えている。私の夫の国民年金保険料はすべて納付済みとなっているのに、私だけ未納期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、特例納付により、昭和 36 年 4 月から申立期間直前の 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付している上、申立期間以降は国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の夫については、特例納付により、昭和 37 年 3 月から申立期間を含む 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人の夫は、55 年 2 月に特例納付を行う際、「社会保険事務所の職員から『夫婦 2 人には、もう未納はありません。』との回答をもらい、安心していた。」と述べていることから、その時点で、申立期間の国民年金保険料は納付済みであったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から48年9月まで
② 昭和49年7月から50年3月まで

私は、申立期間①当時、実家で両親と同居しており、同居していた期間については、両親が私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を納付してくれていたはずである。

婚姻後については、自分で国民年金保険料をすべて納付書で納付したつもりであるが、納付記録が未納とされている期間があった。このため、所持している国民年金保険料の領収書を提示し、別の未納期間の納付記録を納付済みに訂正してもらったことがある。

このようなことから、申立期間についても、国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、婚姻後の昭和48年10月以降の国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、当該期間直前の昭和49年4月から同年6月までの期間については、申立人が所持していた領収書により、納付記録が未納から納付済みに訂正されており、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

2 一方、申立期間①については、戸籍により、申立人は、当該期間の昭和47年8月に婚姻していることが確認できるが、申立人が所持する国民年金

手帳により、婚姻の約1年後である申立期間直後の48年10月に氏名変更の手続を行っていることが確認できることから、申立人は、氏名変更の手続を契機に国民年金保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

また、当該期間については、申立人及びその両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその両親は既に死亡しているため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年9月まで

私は、国民年金に加入していたが、申立期間当時、国民年金保険料を納付していなかった時期があったため、町内会長に過去の未納期間を確認してもらい、未納分の国民年金保険料を数回に分けて渡し、その都度、領収書をもらっていた。

申立期間については、社会保険事務所に問い合わせたところ、私が所持している領収書に領収印が無いため認められないと言われたが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する納付書・領収証書には、国民年金保険料額及び納付対象期間（昭和47年4月から同年9月まで）が記載されており、当該納付書・領収証書は、申立期間当時、社会保険事務所において真正に作成されたものと認められる。

また、申立人は、過年度分の国民年金保険料を町内会長に預け、後日、領収証書をもらう方式で納めていたと述べている上、年金問題が生ずるとは予見し得ない中、領収印の無い申立期間の納付書・領収証書を長年所持していることから、当該町内会長と申立人の間に国民年金保険料の授受があったことが推認される。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫については納付済みとなっている上、申立人は、当該期間直後の昭和47年10月から49年6月までの国民年金保険料を4回に分けて過年度納付していることが確認できることから、申立期間のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年 3 月 27 日から 35 年 1 月 20 日まで
② 昭和35年 2 月 16 日から 36 年 1 月 5 日まで

社会保険事務所に申立期間における A 社に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入記録はあったものの、当該期間については脱退手当金が支給されているとの回答があった。

私は、当該事業所を辞めると言っても辞めさせてくれなかったので、会社に無断で実家に帰ってきた。帰ってきてからも脱退手当金の手続きをした覚えがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 37 年 3 月 2 日に支給決定されたこととなり、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は昭和 59 年 11 月 2 日に変更処理がなされていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 36 年 11 月 10 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、A 社を退職後、満 20 歳になった昭和 37 年 10 月から国民年金に加入し、同保険料を納付している上、満 60 歳まで厚生年金保険及び国民年金に継続して加入しており、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 60 年 3 月まで

申立期間当時、私が住んでいた町では、集落の班長が各戸を回って国民年金保険料を集金していたことを覚えている。私か私の母親が、集落の班長に、私の国民年金保険料を納付していたことを覚えており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 12 月に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳により、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日となっていることが確認できることから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された同年 12 月以降に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は集金人に納めていた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料となるため、集金人には納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 49 年 9 月まで

昭和 45 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所を退職してから 3 年半ほどして、今なら、さかのぼって国民年金保険料の納付ができることを広報で知り、49 年ごろ国民年金の加入手続を行い、市役所の会議室のような所で 5 万円弱の国民年金保険料を納付したことを記憶している。その際、年金手帳に「昭和 45 年 9 月 1 日取得」と書かれ、「大丈夫ですね。これにつながったんですね。」と念を押したのを今でも鮮明に覚えており、申立期間が未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 5 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 51 年 12 月に、申立期間直後の 49 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を一括して過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人が所持する国民年金手帳には、50 年以降に居住した住所地在記載されており、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする 48 年、49 年ごろの住所地とは異なっていることから、申立人は、国民年金保険料を一括納付したとする期間及び国民年金の加入手続を行った時期を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 44 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 44 年 5 月まで

申立期間当時は、私の母親が家計の管理をしており、集落の人が国民年金保険料の集金に来ていたことを記憶している。

また、私の妹も家の仕事を一緒に手伝っており、私の母親が、私と妹の二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で昭和 47 年 9 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親についても、国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付記録が確認できない上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年10月まで

私は、昭和40年4月ごろに区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

将来のことを考え、少ない給料の中から国民年金保険料を納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳により、国民年金への任意加入日が50年4月30日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和40年ごろに区役所で国民年金の加入手続きをし、申立期間の国民年金保険料については、毎月、銀行から引き落とされていた。」と主張しているが、申立人が国民年金の加入手続きをしたとする昭和40年当時は国民年金保険料の口座振替納付制度は無く、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間当時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 443

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月まで

申立期間のうち、昭和 46 年 8 月までは、A 市に居住しており、同市で国民年金保険料を納付していたはずである。

また、昭和 46 年 9 月に B 町に帰郷し、当時、同町役場に勤務していた私の父親から、私の国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。両親とも既に死亡しているので、確認できないが、私は 20 歳から国民年金に加入し、私の国民年金保険料は、両親が納付しているはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間のうち、昭和 45 年 8 月から 46 年 8 月までの期間については、申立人が当時、居住していた市において、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人は国民年金保険料の納付場所や納付金額等についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの期間については、戸籍の附票により、申立人はその両親と同居していたことが確認できるものの、当時、居住していた町が保有している国民年金保険料に関する納付台帳には申立人の名前が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月から33年10月まで
② 昭和37年7月1日から同年9月5日まで
③ 昭和38年12月から41年12月まで
④ 昭和58年7月から61年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会した結果、申立期間①から④までの期間について、それぞれA社、B社、C社及びD社における加入記録が無い旨の回答があった。

これら4社における申立期間①から④までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立当初、A社において、水飴製造に従事していたと申し立てていたところ、社会保険事務所の保管するE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①と②の間の昭和37年4月26日から同年7月1日までの期間について、申立人のE社における加入記録が確認できる。このことについて、申立人に照会したところ、「申立期間①及び当該期間において勤務していたと申し立てたA社については、厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和37年4月26日から同年7月1日までの期間及びE社の間違いであった。」旨の回答を得ている。

また、社会保険事務所の保管するE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社における加入記録が確認できる元同僚3名から聴取した結果、申立人に係る記憶は無い旨の回答を得ており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

申立期間②及び③については、申立人が挙げるB社及びC社における元同僚のうち1名（申立人の妻）から聴取した結果、申立人とはB社在職中

に結婚し、その後はC社においても一緒に勤務していた旨の回答を得ており、申立人が当該両事業所に勤務していたものと推察される。

しかしながら、元同僚（申立人の妻）から聴取したものの、当該両事業所における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料等を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所に照会した結果、当該両事業所については、申立期間②及び③において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない旨の回答を得ているほか、社会保険庁の記録においても、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人と一緒に勤務していたと証言する元同僚（申立人の妻）の当該両事業所における加入記録も確認できない。

申立期間④については、D社は既に全喪しているものの、同社における申立期間当時の取締役から聴取した結果、申立人に係る記憶は無く、当時の関係資料も保存しておらず、社会保険関係等について分かる者は誰もいない旨の回答を得ており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録及び社会保険事務所の保管するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①から④までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に申立期間における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入記録は無い旨の回答があった。私は、昭和 45 年 3 月に高校を卒業し、同期入社 of 2 名とともに、ガイドとして A 社 B 営業所に入社した。昔のことでよく覚えていないが、同社 B 営業所には 1 年間は勤めて辞めたはずなのに、1 か月しか加入記録が無いというのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同期入社 of 元同僚については、社会保険事務所の保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日が申立人と同日であることが確認できる。

また、申立人については、A 社が加入していた C 組合に照会したところ、申立期間において当該組合における加入期間が確認でき、既に申立人の申出により一時金が支給済みである旨の回答を得ている。このことについて、申立人に照会したところ、「私は、当該一時金を受給済みであったことを忘れて、年金記録確認の申立てを行ったと思う。」旨の回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 5 日から 4 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は 19 万円で社会保険事務所に届け出られているが、実際に受け取っていた給与は、雇用保険受給資格者証の日額(1万 1,488 円)から、当該事業所を退職する以前の6か月間の平均給与月額は 34 万 4,640 円であることが確認できる。

社会保険事務所へ届け出られている標準報酬月額はあまりにも低いので、標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が勤務していたA社の保管する申立人に係る給与台帳において確認できる平成3年12月における支給合計額(42万4,443円)に見合う標準報酬月額は41万円、同様に、4年1月における支給合計額(39万7,746円)に見合う標準報酬月額は41万円、同年2月における支給合計額(32万3,718円)に見合う標準報酬月額は32万円、同年3月における支給合計額(34万60円)に見合う標準報酬月額は34万円、同年4月における支給合計額(27万7,177円)に見合う標準報酬月額は28万円、同年5月における支給合計額(30万4,837円)に見合う標準報酬月額は30万円であり、一方、当該事業所の現在の経理担当者から聴取した結果を踏まえると、3年10月及び同

年 11 月に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 19 万円、当該給与台帳において確認できる同年 12 月から 4 年 5 月までに係る厚生年金保険料額(1 万 3,775 円)に見合う標準報酬月額は 19 万円である。

また、当該事業所の現在の経理担当者から聴取した結果、運転手については、入社後 3 か月間は研修期間とみなし、当該期間における生活保障のための給料保障額(申立期間当時は 19 万円)を設け、厚生年金保険の資格取得時における標準報酬月額は同一額で届け出ており、標準報酬月額に係る届出は当該資格取得時以降、定時決定までは行っていない旨の回答を得ているところ、社会保険庁の記録により、元同僚 5 名の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額についても、申立人と同様、資格取得時から定時決定までの間は 19 万円であることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の平成 3 年 10 月 5 日から 4 年 6 月 1 日までの標準報酬月額が 19 万円であることが確認でき、当該額は、申立人が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致する。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成 3 年 10 月から 4 年 5 月までは 19 万円であり、当該額は社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 25 日から 12 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に A 社に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、資格取得日は平成 12 年 6 月 1 日となっている旨の回答があった。

私は、当該事業所には平成 9 年 6 月 25 日に入社しており、当然その時点で厚生年金保険に加入しているものと信じていた。同期入社の人たちは、入社時から厚生年金保険に加入しているのに、私だけが未加入となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げる元同僚から聴取した結果、「申立人とは A 社に同時期に入社し、入社後は相方として一台の車を互いに一日おきに使用していた。申立期間において申立人と一緒に勤務していた。」との証言を得たことから、申立期間について、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金の加入状況をみると、申立期間のうち、平成 9 年 6 月から 10 年 3 月までは申請免除期間、同年 4 月から 12 年 5 月までは国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

また、申立人が挙げる当該事業所の常務（入社当時の面接官）から聴取した結果、申立期間当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、当時の社会保険関係書類は廃棄済みのため、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。